

終活支援事業の開始について

1 背景

- ・未婚率の上昇や核家族化の進行、人間関係の希薄化等により、身寄りのない単身高齢者や身寄りはあるが頼ることのできない高齢者が増加している一方、元気なうちに将来のことを考えて準備する、いわゆる終活の重要性への理解が広がっていない。
- ・十分な準備がされないまま身寄りのない高齢者等が亡くなると、支援者や地域に過重な負担を強いることになり、ひいては行政コストの増にもつながる。

2 目的

- ・高齢者等に終活について考えてもらう意識を醸成するとともに、本人が安心して残りの人生を過ごすことができるよう、課題を抱える身寄りのない高齢者等を必要な支援につなぎ、亡くなった後の周囲の負担を軽減する。
- ・生前の準備が埋没することなく、本人の意思に沿った形で確実に死後の手続きが進む仕組みを創出する。

3 実施事業

(1) こうべ終活相談窓口の設置（令和7年10月1日開設）

- ・市社会福祉協議会が運営受託
- ・こうべ市民福祉交流センター4階（市社会福祉協議会事務所内）に窓口設置
- ・相談員が市民からの終活に関する相談全般に対応
- ・市版エンディングシートを活用しながら課題を整理し、関連情報を提供するとともに、公的制度や民間サービス等の必要な支援につなげる
- ・相続・遺言や親族間紛争等、専門的な助言が必要となるケースに対応するため、弁護士・司法書士による専門相談も実施
- ・各区社会福祉協議会の窓口において一般的かつ簡易な相談に対応し、身近で相談できる体制を構築

【主なつなぎ先・連携先】

- ・成年後見支援センター
- ・安心サポートセンター
- ・エンディングプラン・サポート相談窓口
- ・すまいるネット（神戸市すまいの安心支援センター）
- ・あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）
- ・弁護士会・司法書士会

(2) 終活情報登録制度の創設（令和7年10月1日開始）

- ・ 葬儀・納骨等の死後事務委任契約（エンディングプラン・サポート等）、エンディングノートや遺言書の保管場所、緊急連絡先等の終活関連情報をあらかじめ市に登録
- ・ 万一のとき、本人が登録情報開示先として指定した方や関係機関からの照会に対し、市が情報提供を行うことで、本人の意思に沿った形で死後の手続き等が円滑に進むよう支援
- ・ 登録は終活相談窓口及び各区社会福祉協議会の窓口で実施

【登録対象者】

神戸市民（年齢・身寄りの有無・所得等の要件なし）

【登録内容】

- ① 基本情報（氏名、住所、電話番号、生年月日、性別、本籍）
- ② 終活関連情報
 - ・ 登録情報開示先（氏名、住所、電話番号、生年月日、登録者との関係）
 - ・ 緊急連絡先（氏名、住所、電話番号、生年月日、登録者との関係）
 - ・ エンディングノートの保管場所
 - ・ 遺言書の保管場所
 - ・ 死後事務委任契約、葬儀等の生前契約（契約事項、契約先）

こうべ終活相談窓口・各区社会福祉協議会（区役所内）で
神戸市版エンディングシート無料配布中！

神戸市

事前
予約制

こうべ終活相談窓口

～もしもに備える 私の安心のために～

相談無料

令和7年10月1日開設・予約開始

エンディングシート等
を使って少しずつ
整理しましょう

終活は何から
始めたらいい？

自分の思いを
大切な人に
伝えるには？

これからの
安心のために
準備しませんか

終活情報登録制度
ってどんなもの？



自分の人生は最後まで自分で決めたい。その願いを実現できるように一緒に考えましょう。
終活の悩みごと、相談してみませんか？

予約専用
ダイヤル

☎ **078-855-8670** / FAX 078-855-9678

クリックで開けます

ネット予約

<https://www.with-kobe.or.jp/detail/kobesyukatsu/>

インターネット
予約はこちら→



開設時間

9：00～17：00 [土日祝日・年末年始(12/29～1/3)を除く]

※電話・来所・オンライン（パソコン・スマホ等）で相談できます

神戸市社会福祉協議会
ホームページ



↑各区役所
代表番号はこちら

各区社会福祉協議会（区役所内）で

- ・エンディングシート等のご案内や終活情報登録制度の受付を行っています。
- ・こうべ終活相談窓口とのオンライン相談ができます。（要予約）

お問合せ先：区社会福祉協議会 終活担当 ☎：各区役所代表電話番号

神戸市・【運営】社会福祉法人 神戸市社会福祉協議会

こうべ終活相談窓口でのご相談

事前
予約制



スマホ等で読み取ると
予約フォームにつながります

ご相談の流れ

予約 (電話・インターネット)

窓口相談員による相談

必要に応じ専門相談へ
おつなぎします。

専門職による相談

窓口相談員による相談 (1回60分程度)

相談日 月曜日～金曜日
[祝日・年末年始(12/29～1/3)を除く]

相談時間 9:00～17:00

相談内容
・終活の始め方
・エンディングシート等のご案内
・終活情報登録制度の説明(※1)
・他相談窓口、関係機関の案内等

相談方法 下記の①～④のいずれかを予約

専門職による相談 (1回30分程度)

相談日 第1・第3 木曜日(司法書士)
第2・第4 木曜日(弁護士)
[祝日・年末年始(12/29～1/3)を除く]

相談時間 13:00～16:00

相談内容
・相続の基礎知識
・遺言書の種類や効力
・死後の手続きの種類
・財産処分、財産管理/信託等

相談方法 下記の②～④のいずれかを予約

① 電話相談

相談窓口にお電話を
ください



② 来所相談

相談窓口にお越し
ください



③ 自宅等から オンライン相談

パソコン・スマホ等
を使って自宅等から
インターネットで
相談でき
ます



④ 区社会福祉協議会から オンライン相談

③が難しい場合、
区社会福祉協議会
(区役所内)から
インターネットで
相談でき
ます



(※1) 終活情報登録制度とは、『もしも』の時に備えて、あなたの伝えたい情報を
市が大切にお預かりする仕組みです。詳しくはお問い合わせください。

2025.10作成

こうべ終活相談窓口 (神戸市社会福祉協議会内)

〒651-0086
神戸市中央区磯上通 3-1-32 こうべ市民福祉交流センター 4F

アクセス

- ◎市バス⑦系統「市民福祉交流センター前」バス停正面
- ◎ポートライナー「貿易センター」から徒歩5分
- ◎JR・阪急・阪神・市営地下鉄「三宮」から徒歩15分
- ◎市営地下鉄海岸線「三宮・花時計前」から徒歩7分



もしもの時も『私らしく』

終活 情報登録

登録無料

あなたの安心を、神戸市がお預かりします

病気や事故等により意思表示ができなくなった時や、お亡くなりになった場合などの『もしも』に備え、あらかじめあなたが伝えたい情報を神戸市に登録することで、あなたが指定したご家族や大切な方からの照会に対し、あなたに代わって神戸市から登録情報をお伝えすることができます。

令和7年10月1日登録・予約開始
まずはお電話を。ご予約の上、お越しく下さい。

登録
できる
情報

1. 登録情報開示先（あなたが情報を伝えたい人）
2. 1.のうち緊急連絡先（もしもの時に連絡してほしい人）
3. エンディングノートの保管場所
4. 遺言書の保管場所 ※本人が申請する場合のみ登録できます
5. 葬儀や遺品整理などの生前契約先

「終活情報登録」とは

終活情報登録制度の概要

登録・申請できる方：本人（神戸市に住民票がある方）

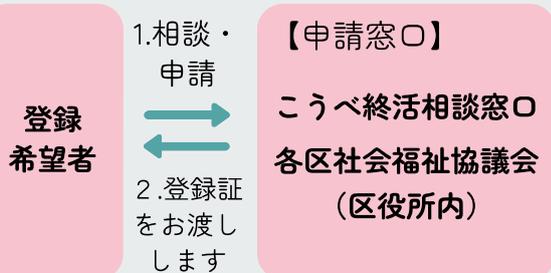
本人が申請できない場合に限り、成年後見人（保佐人・補助人を除く）・親族（成年後見人がいない場合）の申請が可能です。

必要書類：①は全員、②③は必要な方

- ①本人確認書類（本人＋申請される方のもの。マイナンバーカード等）
- ②同意書（緊急連絡先を指定する場合。後日提出可）
- ③-1 申請者が後見人の場合：登記事項証明書等
- ③-2 申請者が親族の場合：委任状



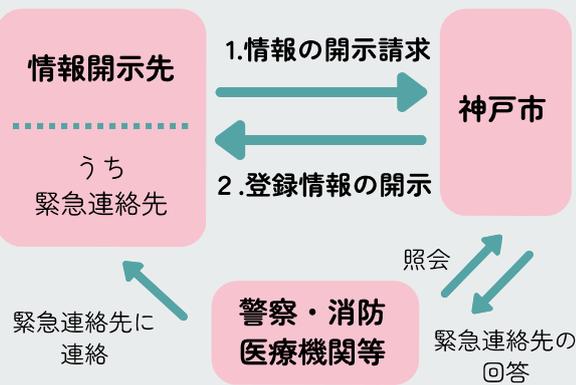
情報登録の流れ



※登録された情報は、**神戸市**が責任をもって安全に保管します。

1. **事前にご連絡の上**、こうべ終活相談窓口または区社会福祉協議会（区役所内）へお越しください。登録したい情報を専用タブレットで入力いただきます。
2. 登録後、登録証をお渡しします。

情報開示の流れ



※緊急連絡先を登録した場合は、もしもの時に警察・消防・医療機関・福祉事務所から、緊急連絡先へ連絡をすることがあります。

申請場所・登録先

事前にご予約の上、お越しください

インターネットでの予約はこちら→
(神戸市社会福祉協議会ホームページ)
<https://www.with-kobe.or.jp>

神戸市社会福祉協議会

こうべ終活相談窓口

☎(078)855-8670

受付時間：9時～17時

〒651-0086 神戸市中央区磯上通 3-1-32 こうべ市民福祉交流センター4F (土日祝・年末年始を除く)

各区社会福祉協議会 (区役所内) 終活担当

☎ 各区役所代表電話番号はこちら→
(神戸市ホームページ)



↑クリックで
開けます↓

